

## 金沢市における特殊建築物の位置について

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 ( $m^2$ )	摘要
					主要用途（処理能力）
株式会社 金沢舗道 (仮称)大野町処理工場	金 沢 市 大 野 町 4 丁 目 レ の 部	103 番 1	雑種地	11,998	破砕施設  90t/h・720t/日  (8時間稼働)
		40 番 146	雑種地	416	
				計 12,414	
株式会社 ミナト環境サービス 専光寺工場	金 沢 市 専 光 寺 町 レ の 部	3 番 9	宅地	1,943	破砕施設  (2.05 t / 日)
		3 番 30	宅地	1,861	
				計 3,804	(10.02 t / 日)に増設

## 理由

(株)金沢舗道の「破砕施設」は、コンクリート及びアスファルト廃材（発生材）を舗装材料として再利用できるように処理し、所定の品質の再生骨材（路盤材）及びアスファルト再生骨材を製造するものです。

本破砕施設によるがれき類中間処理事業は、産業廃棄物の中間処理事業です。また、再生骨材を使用した再生骨材及びアスファルト合材は、国土交通省をはじめ関係諸官公庁や業界全般に認められ、広く使用されているものです。

(株)ミナト環境サービスの「破砕施設」は、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくずを重機や手作業で選別し、破砕するものです。

各々破砕された廃材の内、リサイクル可能なものは、フレコン容器に梱包され再処理（リサイクル）工場に搬出されます。

今回は、廃プラスチック類の選別項目に軟質とPET類を増やし、リサイクル化を図るものです。さらに、廃プラスチック類の破砕処理能力を 2.05 t / 日から 10.02 t / 日に増加するものです。

当施設の設置にあたって、隣接者の同意、公害等に関する対処、関係法令等に係る調整が満たされたと判断されたので、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による敷地の位置の承認を受けるべく、石川県都市計画審議会に諮るものです。



